

内閣と行政

現代社会

憲法

政治

経済

国際社会

これから

今日の問い

内閣は何をする機関で、国会とどんな関係にあるのだろう。

読み終えたら、最後の「問いへの答え」を見る前に、自分の言葉で答えてみよう。

1 内閣と行政の仕事

行政

ないかくそうりだいじん
内閣総理大臣

内閣の長。国会が国会議員の中から指名する。

こくわだいじん
国務大臣

首相が任命する。過半数は国会議員。

かくぎ
閣議

内閣の方針を決める、全大臣の会議。

国会が決めた法律や予算にもとづいて、実際に政治を進めることを**行政**といい、その中心となるのが**内閣**である。内閣は、**内閣総理大臣**(首相)と、その他の**国務大臣**で組織される。首相は国会議員の中から国会が指名し、天皇が任命する。国務大臣は首相が任命し、その過半数は国会議員でなければならない。首相と国務大臣は、軍人でない文民でなければならない。

内閣の方針は、全員が出席する**閣議**で決められる。内閣の主な仕事は、法律の執行、予算案の作成、外国との条約の締結(国会の承認が必要)、政令の制定、最高裁判所長官の指名などである。また、天皇の国事行為に助言と承認をあたえる。内閣のもとには省庁が置かれ、外務省や財務省、文部科学省などが仕事を分担しており、内閣は各省庁を指揮し監督する。公務員は、一部の人のためでなく**全体の奉仕者**として働く。

2 議院内閣制と行政改革

議院内閣制

ぎいんないかくせい
議院内閣制

内閣が国会の信任にもとづいて成り立つしくみ。

ないかくふしんにん
内閣不信任

衆議院が内閣を信頼しないと決めること。

ぎょうせいいかく
行政改革

行政のむだをなくし、効率をよくする見直し。

内閣が国会の信任にもとづいて成り立ち、国会に対して連帯して責任を負うしくみを**議院内閣制**という。衆議院で**内閣不信任**の決議が可決されると、内閣は10日以内に衆議院を解散するか、**総辞職**しなければならない。解散した場合は40日以内に総選挙が行われ、その総選挙のあとも、内閣は総辞職し、国会で新しい首相が指名される。イギリスなどでも同じようなしくみがとられており、大統領制の国とは国会と政府の関係がちがう。

行政の仕事がふえて役所が大きくなると、むだや縦割りの弊害が指摘され、**行政改革**が進められた。2001年には省庁が再編された。国が許認可で民間の活動を細かく決める仕組みをゆるめる**規制緩和**や、国営事業の民営化も行われ、1987年に国鉄が分割されてJRになり、2007年には郵政が民営化された。近年はデジタル庁(2021年)やこども家庭庁(2023年)も設けられた。行政の効率化は、今後も続く課題である。



問いへの答え

内閣は、内閣総理大臣と国務大臣で組織され、法律の執行や予算案の作成、条約の締結など、行政の仕事を進める機関である。国会の信任にもとづいて成り立ち、国会に対して連帯して責任を負う議院内閣制をとっており、衆議院が不信任を決議すれば、内閣は解散か総辞職を選ぶ。

次は ノート で、下線に語句を書きながら確かめよう →

